

原議保存期間	5年（令和10年3月31日まで）
有効期間	一種（令和10年3月31日まで）

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第36号
令和4年8月12日
警察庁交通局交通規制課長

首都直下地震発生時の交通規制計画の改定等について

警察庁では、令和4年6月10日に中央防災会議幹事会が、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）について、緊急輸送ルート、各種防災拠点等の時点修正や直近の災害の検証等を踏まえた修正を主な内容とする改定を実施したことに伴い、令和2年8月4日付け「首都直下地震発生時の交通規制計画」（以下「旧計画」という。）について、これまで関係都県警察と合同で改定作業を進めてきたところ、今般、これを別添のとおり改定した。その概要等は下記のとおりであるので、迅速かつ的確な交通規制の実施に万全を期されたい。

記

1 主な改定内容

旧計画策定以降に延伸した高速道路等を中心に、災害応急対策に必要な路線（区間）を緊急交通路指定予定路線（区間）に追加するとともに、関係都県警察における交通規制計画等の見直しを踏まえた交通検問所種別等の変更を行った。

2 交通規制計画の概要

(1) 基本的考え方

首都直下地震が発生した場合は、発災直後から、都心部への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、道路損壊等による通行の支障の有無を把握し、関係都県警察・道路管理者と調整の上、緊急交通路の指定等の交通規制を実施する。

なお、本計画で定めた緊急交通路指定予定路線等は、被害想定に示される最大規模の地震発生時を想定したものである。したがって、最大規模の地震ではない場合に一部の路線の指定を行わないなど、災害の規模や被災状況に応じて最も効果的な災害応急対策が実施されるよう、交通規制の範囲を適宜変更するものとする。

(2) 緊急交通路の指定予定路線

中央防災会議が策定した具体計画に定める緊急輸送ルート、各種防災拠点の位置等を踏まえつつ、一般車両の排除が比較的容易な高速道路を中心に緊急交通路指定予定路線60路線を選定した。

なお、本計画は、主として広域的な観点から警察庁において調整が必要となるものを予め定めているものであるから、発災時の状況に応じて、各都県警察の判断により、本計画の予定路線以外の道路を緊急交通路とすることを排除するものではない。

(3) 緊急点検箇所

高架区間が大半を占めるため全線を点検する必要のある首都高速道路、東京外環自動車道等のほか、被災により通行に支障が生じていないかを緊急に点検すべき橋梁、トンネル等2,186か所を選定した。

(4) 交通検問所

緊急交通路指定予定路線上のインターチェンジ等で、一般車両の通行止めを行うとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を選別して通行させるための交通検問所を298か所選定した。

3 その他

(1) 交通規制計画の見直し

今後、中央防災会議による被害想定や具体計画の見直し、高速道路の新規開通等に応じて、本計画の見直しを行う。

(2) 交通規制計画に基づいた訓練の実施

関係都県警察は、隣接都県警察、関係機関・団体と連携して、本計画に基づく実践的な交通規制訓練の実施に努めるものとする。

(3) 国民への周知

関係都県警察は、緊急交通路指定予定路線等についてウェブサイトに掲載するなどして国民への周知に努めるとともに、緊急通行車両等の事前届出制度についても引き続き周知を図り、事前届出の促進に努めるものとする。

別添省略